



Title	アメリカにおけるアファーマティブ・アクションの展開：歴史的考察から見る国民の境界線の再編成
Author(s)	安井, 優子
Citation	大阪大学, 2014, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/33846">https://hdl.handle.net/11094/33846</a>
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、<a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">大阪大学の博士論文について</a>をご参照ください。

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 論文内容の要旨

氏名（安井倫子）	
論文題名	アメリカにおけるアファーマティブ・アクションの展開 —歴史的考察から見る国民の境界線の再編—
論文内容の要旨	
<p>本論文は、アメリカのアファーマティブ・アクション（以下、AAと省略する）の歴史的推移に焦点を当て、市民権以降のアメリカ社会における「人種問題」を検討した。すなわち、1960年代末に人種平等政策の切り札として提案され、今日まで、半世紀近く実施されてきたAAが、「積極的差別是正」の役割を果たしてきたのかを再考することが本論の目的であった。その際、本論は、AAという政策は、歴史的に国民の境界線の再編に深くかかわってきたこと、なかでも、1960年代末以降のAAは、その発足の当初から、「諸刃の剣」として、統合と分断の役割を担わせられていたことを明らかにしようとした。</p> <p>この議論を検証し、同時に現代AAの抱える問題点とそれを克服する可能性を探るために、本論文では、人々の生活に直接関係する、雇用や労働に関わるAAに焦点を当て、以下の四つの課題を設定し順次検討した。</p> <p>第一の課題は、アメリカ政治史においてAAの含意するものを、1960年代以前に遡って歴史的に考察することである。このことについては、第1章において、アメリカ史の中で三つのAAが実施され、それぞれのAAが、国家の分裂の危機において国家が示した国民統合の指針であったことを明らかにした。三つのAAとは、1) 南北戦争後の解放民局の取り組み、2) ニュー・ディール期、ワグナー法に現れたAA、3) ケネディ大統領命令10925号のAAである。本論は、現代AAに対する、これら三つの歴史的先例を考察することによって、現代AAは第四番目のAAであると指定した。すなわち、ニュー・ディール以降のAA政策は、アメリカの経済発展を土台にした福祉政策の発展と結びついていたが、1960年代末以降のAAは、福祉政策の否定と結びつけて提案されたものであったことを指摘した。</p> <p>次に第二の課題として、現代AAが実施されるようになる過程で、これとは異なるAAを形成する可能性が存在したことを探った。すなわち、第2章で、1960年代初頭のフィラデルフィアにおける「下からのAA」を求める運動を検討し、フィラデルフィアNAACPや教会牧師らのリードによって取り組まれたこの闘いが、カラー・ラインの解消のみならず、人種を横断する階級による境界線をも乗り越えようとする、社会改革の運動であったことを明らかにした。現代AAが、人種間の亀裂の一因となっていることを鑑みても、「真に不利な状況にある人々」を視野に入れたAA構築の先例から学ぶことは多い。</p> <p>第三の課題は、1960年代末に連邦が提案した、現行AAの原点となるAAを、これに疑問を呈し強硬に反対した白人労働者・労働組合の視点から再検討することであった。この課題については、第3章と第4章で、1967年から1969年にかけて相次いで政府が提案した二つの「フィラデルフィア・プラン」の意義を検討した。二つのフィラデルフィア・プランはそれぞれ異なる政治的課題を担っていた。まず第3章では、ジョンソン政権による1967年フィラデルフィア・プラン(OPP)の実施現場における混乱と収拾の過程を検討した。ジョンソン政権は、「貧困との戦い」を政権の第一義的課題とし、AAはその重要な柱であった。法的な平等が保障され、南部の隔離制度は取り払われたが、黒人市民の経済的・社会的困窮状況の改善への道は遠く、黒人は、現実の社会では著しく不平等で貧困な生活を余儀なくさせられていた。ジョンソン大統領はE011246を発し、政府との契約業者にAAを実施することを命じた。OPPとは、都市の名前を冠した一連のAAのガイドラインの一つであり、フィラデルフィアにおける政府予算による大規模建設を受注した企業に対し、積極的にマイノリティ労働者、特に技能労働者を雇用するよう要請するものだった。</p> <p>OPPに対して、企業と労働組合の両方が反発した。雇用者は新たに黒人労働者の雇用を要請され、建設コスト増になることに不満を示し、建設労働組合は、組合員資格のない、つまり技術を持たない労働者の雇用によって、資格のある組合員が職を失うこと、労働の質の低下になりかねないことに反発した。本論では、OPPの実施現場の混乱、ないしは紛争を検討するなかで、建設労組のOPP反対の論理は、必ずしも「白人としての地位」に基づいたものでないことを確認した。彼らは、拙速に黒人労働者の「数」だけを追求する連邦契約遵守局(OFCC)のやり方に反発を示したのだ。特にAFL-CIO本部は、一部建設労組支部に残る人種差別の慣習や幹部の言動を戒めつつ、OPPが「優先枠」に基づく方法に陥らないよう、政府やOFCCをけん制した。OPP問題は、1968年末、大統領選挙の直後に、ジョンソン政権がOPPを廃止したことによって、突然幕が降ろされることになった。民主党政権は、二つの重要な支持基盤である市民権運動と労働運動が反目しあい、どちらかの支持を失うことは好ましくないと判断し、1968年11月にOPPを廃止した。</p>	

しかしながら、1969年発足したニクソン共和党政権は、OPPを、改訂・厳格化し、改訂フィラデルフィア・プラン(RPP)として6月に提案した。第4章では、RPPが巻き起こした、市民権運動と労働運動の論争ないしは紛争の再燃とニクソン政権の関わりを検討した。RPPでは、「連邦助成金によるプロジェクトにおいて、平等雇用の機会を完全に実現するために、OFCCの政策は次のように定める。・フィラデルフィアにおける50万ドル以上の連邦資金または連邦助成金による建設プロジェクトにおいては、入札業者は容認しうるAA計画を提出しなければ、どのような契約も、孫契約も得ることはできない。このAA計画にはマイノリティ労働者の活用の具体的な目標と日程が含まれていなければならない」と定められていた。AFL-CIO系の建設労働組合は、一斉にRPPの「具体的な目標と日程」の部分を「優先枠」の押し付けと捉えて反発した。反対にRPPを支持し、この実施を政権に迫ったのはNAACPなどの市民権団体であった。RPPをめぐって、二つの民主党政権の指示基盤が分裂したことになる。

前政権の「貧困との戦い」には正面から反対を唱え、市民権改革には消極的だったニクソン政権が、AAだけは強化しようとしたことは、ニクソンによる二期目への選挙戦略、いわゆる「南部戦略」であったと、これまでの研究者は論じているが、本論第4章では、RPPが「南部戦略」の一環だったにしても、さらにRPPには、AAを「諸刃の剣」とする目的があったことを指摘した。「諸刃の剣」とは、雇用平等を謳いつつ、他方で、労働組合の団結権や団体交渉権を破壊する道具の役割を託されたことであり、さらに福祉的政策の意味が薄められ、ブラック・キャピタリズムを育成・優遇することによって結果的に黒人中産階級層と貧困層とを切り離そうしたことである。RPPが持つことを余儀なくされた矛盾を指摘したのは労働組合であった。労働組合はRPPの隠された意図を指摘し、RPP反対を強固に主張した。彼らは、RPPが組合員でない、低賃金・無権利の労働者を増やすだけのものであり、RPPを認めることは、組合の団体交渉権の破壊につながり、組合自身の存亡にかかわる問題であると捉えていた。

本論では、RPPは、ニクソン共和党政権が1960年代末、内外の二つの戦争の敗北の危機に直面して提案した、国民統合の提案であり、「国民の境界線」の再編であったと論じた。1960年代という「第二の再建期」の終わりに政府が提案した「国民の境界線」とは、カラー・ラインを超えると主張しながら、あらたに人種を横断するクラス・ラインを構築するものであった。1970年代には、人種の壁は低くなったとはいえ、新たな分断線の導入（新自由主義経済政策）によって、持てる者と持たざる者の格差が拡大する時代がはじまった。RPPはその転換点に位置していたのである。

本論文の第四の課題は、1960年代末に政府のAA政策として導入され、以後全国的に実施されることになったRPP型のAAが、1970年代以降、アメリカ社会の中でどのように機能し、人種関係にどのような影響を与えたのかを検討することであった。第5章は、リッチモンド市におけるAAを事例として、RPP型のAAが惹起した、地方都市における混乱と軋轢を検討した。リッチモンド市のAA、リッチモンド・プランは、1983年黒人が多数派を占め、黒人市長を選出した市議会が採択したものだった。リッチモンド・プランは、市が行う公共建設事業を請け負う契約業者に対し、その業務の30%をマイノリティ所有の企業（下請け業者）に「取り置く」義務を課した。市議会は圧倒的多数でリッチモンド・プランを採択した。しかしながら、プランが課した条件を満たすことができなかつた業者（クロソン社）が、市との契約を破棄されたことは、人種差別を禁じた憲法に違反するとして、裁判所に訴えた。裁判は連邦最高裁判所まで上訴され、1989年クロソン社勝訴の判決が下された。「補償的措置」としての意味のないAAは憲法に違反するとされたのである。この判決は、1990年代からのAAに対する世論や政治家、裁判所の判断に大きな影響を与えた。AAを実施する際には、人種差別の有無が厳格に問われることになったのである。リッチモンド・プランは、黒人政治家による選挙戦略の一環であった。その背景には、70年代以降の市民権運動の変容、南部都市としての特別な条件、人種間の軋轢の緩衝材となるようなりベラル派の弱さ、その結果としての人種的共闘の不在というリッチモンド特有の条件があった。リッチモンド・プランは、カラー・ラインによる極めて厳格なAAであり、そのことにより、かえって、人種をめぐる様々な社会的・経済的问题には対応できないAAとなつたのである。

本論文は、以上のように、AAの前史から1980年代までのAAを振り返ることで、現代AAの意味を歴史的に再検討した。現代AAの起源を、1969年ニクソン政権の発したRPPに置くことによって、今日のAAが人種差別是正のための「積極的正策」とは安易に指定できないことを明らかにした。「RPP型のAA」は「諸刃の剣」によって、統合と分断の機能を果たしている。特に1980年代以降、アメリカが新自由主義的経済にかじを切ったことは、AAの役割を、より一層、「不利な立場に置かれた者の救済」という所期の目的から遠ざけている。今日のアメリカ経済・社会・政治の現実の中こそ、AAの本来の意味が問い合わせなければならないと言えるだろう。

様式 7

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏　名　(　安井倫子　)	
	(職)　　氏　名
論文審査担当者	主　查　　大阪大学　教授　　藤川　隆男 副　查　　大阪大学　教授　　秋田　茂 副　查　　大阪大学　准教授　中野　耕太郎
論文審査の結果の要旨	
以下、本文別紙	

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目： アメリカにおけるアファーマティブ・アクションの展開

—歴史的考察から見る国民の境界線の再編成—

学位申請者 安井倫子

論文審査担当者

主査 大阪大学教授 藤川隆男

副査 大阪大学教授 秋田茂

副査 大阪大学准教授 中野耕太郎

【論文内容の要旨】

本論文は、今日アメリカ合衆国で存続の是非が問われているアファーマティブ・アクションをテーマとしている。本論文において筆者の安井は、アファーマティブ・アクションに対する反撥の根底にあるものを問い合わせ、この政策を単純に「積極的差別是正策」と捉えることに異を唱える。また、市民権法以降のアメリカにこの政策が何をもたらしたのかを検証し、それによって人種平等の社会を構築するための手がかり、すなわち別の歴史的な選択肢の可能性を追求している。論文は5章で構成されており、これに序論と結論を含めて、本文だけで160000字を超える。アメリカにおける資料調査やインタビューなどの成果に基づいて、1860年代から1980年代までのアファーマティブ・アクションの歴史を扱う、スケールの大きな論文である。以下、各章の内容を紹介する。

序論は、現在のアファーマティブ・アクションが抱える問題点を指摘し、論文のテーマの背景を明らかにしている。さらに、関連する研究史を踏まえて、論文の課題であるアファーマティブ・アクションが包含する二面性に言及している。第1章は、おもに黒人を対象とするアファーマティブ・アクションが導入される以前にも、この名称で呼ばれる政策が存在しており、それが国民生活に関与する国民国家による福祉国家的な政策であることを明らかにしている。安井によれば、それは国家による国民の境界の再編と結合しており、国民の境界を拡張し、庇護すべき人間を拡大する歴史と重なっていた。第2章は、連邦政府が政策を導入する以前のアファーマティブ・アクションの先駆的事例として、フィラデルフィアの場合を紹介し、「下からのアファーマティブ・アクション」という可能性を探っている。第3章と第4章は、現在に至るアファーマティブ・アクションの起源と、それをめぐる対立が生じた背景を明らかにしている。第3章は黒人市民と労働運動の対立を、白人労働者の立場に注目することで描きなおしている。これに続く第4章は、アファーマティブ・アクションを本格的に導入したニクソン政権時代のアファーマティブ・アクションを扱い、それがニクソン政権の南部戦略の一部であったことを検証する。それによって、この政策が人種的平等を目指す政策ではなく、見た目には平等で実質的には差別を生むシステムを構築するための手段となつたと論じている。第5章は、バージニア州のリッチモンドに例を取り、黒人が支配するようになった町で行われたアファーマティブ・アクションが、現実に何をもたらしたのかを検証している。それによって、アファーマティブ・アクションが「積極的差別是正策」とは言えないことを論証しようとしている。最後の結論は、これらの章の主張を要約したものである。

### 【論文審査の結果の要旨】

アファーマティブ・アクションは、アメリカ合衆国における人種問題を象徴する事例として、人種問題の深刻さを主張する人びとによっても、その存在を軽く見ようとする側からも頻繁に論じられてきた。また、その正当性をめぐっては、法廷での闘争が繰りひろげられてきた。それを対象とする一連の研究は、こうした党派的な対立を抜きにしては考えることはできない。本論文もこのような研究に連なる研究である。ただし、日本という直接的に利害を共有しない場から、長期的な視野でこの問題を俯瞰することで、より複雑なコンテクストのもとで、多くのニュアンスを帯びた歴史的経緯を分析したという点に、この論文の強みがある。

もちろん、本論文の筆者も党派性を免れているわけではない。安井は、従来、人種主義者として糾弾の対象となり、アファーマティブ・アクションへの最大の抵抗勢力とされてきた白人労働者と労働組合の主張に注目することで、この問題を再検討しようとする。現在では黒人がもっとも浸透した組織とさえ言われる労働組合と黒人運動が、厳しく対峙する敵同士になった、あるいはそう理解されている背景を検討すること、それがこの論文が担ったもっとも重要な課題であり、従来多くの研究者が見逃してきた観点である。現在のように、人種主義が公式には否定されているにもかかわらず、人種を問わず貧困層の間で人種意識が先鋭化する時代には、とくに必要な視点であろう。

本論文のもう一つの強みは、黒人という集団を一枚岩の単一のグループとして理解するのではなく、階級的に分裂した集団として把握するところにある。この点は、第4章でとりわけ強調されているが、アファーマティブ・アクションがニクソン政権によって、支配体制に従順な黒人中産階級創設の道具としての機能を期待されたこと、第5章では、それが黒人の政治家によって受容され、社会的・経済的格差を改善することができないばかりか、違憲判決を招く事態になったことに光が当てられている。こうした観点は、安井だけに限られたものではないが、本論文に歴史研究としての厚みを与えている。

もちろん、長期にわたる期間を対象として、大きなテーマを扱った本論文に課題がないわけではない。19世紀から20世紀、さらに公民権運動の時代から新自由主義の時代まで、安井の言う国民国家の担う機能は大きく変質してきた。安井は国民の境界の再編という言葉でこの変動を提示しようとしているが、この再編をもたらした要因や国家の機能変化については十分な言及がない。また、この分野の他の研究者にも共通することではあるが、国際的な視点でこうした問題を検討する点には欠けている。さらに、それぞれの章が対象とする事例をいっそう深く掘り下げて研究することも可能であったと思われる。ただしこうした点は、本論文の研究としての価値をけつして損なうものではなく、今後の研究の進展を支える課題だと考えられよう。本論文は、安井が社会人学生として入学して以来、膨大な努力を傾注して完成した優れた研究であり、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。